
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（当期税金）**

項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 企業会計基準委員会では、2023 年 11 月 17 日に実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）及び補足文書（案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて（案）」（以下合わせて「本公開草案等」という。）を公表した。
3. 本公開草案等に対するコメントは 2024 年 1 月 9 日に締め切られ、9 通のコメント・レター（団体等 7 通、個人 2 通）が寄せられた。
4. 第 90 回税効果会計専門委員会（2024 年 1 月 22 日開催）及び第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）より、本公開草案等に寄せられたコメントへの対応案の検討を行っており、第 520 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 20 日開催）及び第 91 回税効果会計専門委員会（2024 年 2 月 21 日開催）より、文案等の検討を行っている。

本日の審議事項

5. 本日は、次の項目についてご意見をお伺いしたい。また、これらのうち(1)については、公表の議決に関するご審議をいただきたい。
 - (1) 実務対応報告第●号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案（審議事項(4)-2）
 - (2) 補足文書「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する見積りについて」の文案（審議事項(4)-3）

- (3) 公表にあたっての文案（審議事項(4)-4）
- (4) 本公開草案等に対して寄せられた主なコメントとその対応案（審議事項(4)-5）
- (5) 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討（審議事項(4)-6）

なお、第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）において聞かれた意見については、審議事項(4)-7 にてお示ししている。また、審議事項(4)-2、審議事項(4)-3、審議事項(4)-4 及び審議事項(4)-5 については、前回からの修正履歴付きの資料を参考資料としている。

以 上